

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策（新たな水際措置）

2021年11月5日
在ギリシャ日本国大使館

本日、日本政府は、新たな水際措置について発表しました。

1 ワクチン接種証明書所持者に対する日本入国後の行動制限の緩和
ギリシャから日本への入国者のうち、以下1（1）の対象となる方で、かつ、以下1（2）の要件を全て満たす場合は、日本国内の受入責任者の管理の下、日本入国後4日目以降の残りの自宅待機期間中、活動計画書に沿った活動が認められます。
なお、以下1（2）ウの所管省庁での申請受付は、11月8日（月）から開始されません。

（1）本措置の対象者

- ア 日本人の帰国者
- イ 在外資格を有する再入国者
- ウ 商用・就労目的の短期（3か月以下）滞在者
- エ 緩和が必要な事情があると所管省庁に認められた長期滞在者

（2）要件

- ア 入国前14日以内に「10日間、6日間の検疫所指定施設での待機対象指定国・地域」での滞在歴がないこと（※ギリシャは該当しません）
- イ 日本政府が有効とみなすワクチン接種証明書の所持者であること
- ウ 事前に日本国内の受入責任者（入国者の雇用者、又は事業のために入国者を招へいする企業・団体等）が、受入責任者の業務を所管する省庁に誓約書、待機期間中の活動計画書等を提出し、審査を受けていること
- エ 入国後3日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査または抗原定量検査）の陰性結果を厚生労働省に届け出ること

※上記1（1）の対象者でも、日本に受入団体を有しない方は対象外となりますので、ご注意ください。

※有効なワクチン接種証明書（写し）を検疫所に提出し、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査または抗原定量検査）の陰性結果を厚生労働省に届け出ること、自宅待機期間が最短10日間になる措置は、従来通り継続されます。

※各省庁の申請窓口については、内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のサイトを参照ください。

2 外国人の新規入国制限の見直し

以下2（1）の対象となる方で、以下2（2）の要件を満たす場合は、「特段の事情」があるものとして、新規入国が認められることになりました。

以下 2 (2) の所管省庁での申請受付は、11月8日(月)から開始されます。

(1) 対象者

- ア 商用・就労目的の短期(3か月以下)滞在者
- イ 長期滞在者

(2) 要件

事前に日本国内の受入責任者(入国者の雇用者、又は事業のために招へいする企業・団体等)から所管省庁に誓約書及び活動計画書等を提出し、当該所管省庁の審査を受けていること

※各省庁の申請窓口については、内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のサイトを参照ください。

詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

- ・水際対策強化に係る新たな措置(19)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf>

- ・水際対策強化に係る新たな措置(19)について(※申請書類や各所管省庁の申請窓口等が掲載されているページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

■外務省のサイト

- ・新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の行動制限及び外国人の新規入国制限の見直しについて)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C137.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp